大分市認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領

第1 総則

1. 目 的

この要領は、児童福祉法(以下「法」という。)第59条の2の5第2項及び大分市認可外保育施設指導監督要綱(以下「要綱」という。)第11条による認可外保育施設(以下「施設」という。)利用者等への情報提供の一環として、要綱に定める認可外保育施設指導監督基準(以下「基準」という。)を満たしている施設に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書」(以下「証明書」という。)の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

2. この要領の対象となる施設

この要領の対象となる施設は、法第 59 条の 2 第 1 項の規定により大分市長に対し届出が義務づけられている施設とする。

第2 証明書の交付

1. 証明書の交付要件

証明書の交付は、基準の全項目について適合している施設(以下「適合施設」という。)に対し行うものとする。

2. 適合施設の確認

適合施設である確認は、要綱第5条第1項による立入調査により行うものとし、 改善状況の確認についても実地調査を原則とする。

ただし、資料の送付等で改善が確認できるものについては書面による確認もできるものとする。

法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、指導監督指針第2の3において、立入調査に代えて、事業所長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導が認められていることから、立入調査又は集団指導を年1回以上行うこと。ただし、大分市が必要と判断する場合には、立入調査を行うこと。

3. 証明書の交付

適合施設であることが確認できた場合は、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の設置者等に対しては様式第1号により、法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設(1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。)の設置者等に対しては様式第2号により、証明書の交付を行うものとする。

また、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の設置者等に対しては、大分市長が、2の集団指導又は立入調査を実施し、基準の全項目について適合していることを確認した場合に、複数の保育に従事する者を雇用しているものについては様式第3号により、複数の保育に従事する者を雇用していないものについては様式第4号により交付するものであること。

4. 証明書の有効期間

証明書の有効期間は、証明書の交付日から次の5により返還を求めた日までとする。

5. 証明書の返還

証明書の交付を受けた者が、要綱第5条第1項の立入調査及び同条第4項による特別立入調査等により、1に定める交付要件を満たさなくなったと認められたときは、返還通知書(様式第5号)により施設設置者に対し証明書の返還を求めるものとする。

6. 証明書の再発行

施設の設置者は、証明書の紛失等により再交付を求める場合は、大分市長に対し、認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書の再交付届出書(様式第6号)を提出しなければならない。また、再交付を受けた後、紛失等した証明書を発見したときは、ただちに、発見した証明書を大分市長に返還しなければならない。

第3 関係機関との調整

1. 都道府県等との連絡調整

証明書の交付は全国統一基準で行われるため、施設設置者の所在が市外である場合は、指導監督を行っている他の都道府県等との連絡調整を行い、統一的取扱いに努めるものとする。

第4 交付記録等

1. 証明書の交付及び返還の記録 証明書の交付及び返還の記録は30年保存とする。

附則

この要領は平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年3月3日から施行する。

附則

この要領は、令和2年11月17日から施行する。